

業 務 連 絡
令和3年12月24日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 御中
道内整備協同組合

一 般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

指定自動車整備事業における「自動車OSSによる変更登録申請を行い
自動車登録番号標の交付を受けていない車両」の取扱いについて

前略 自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い
及び自動車登録番号標交付時期猶予等については、業務連絡（令和3年12月
16日付）にてお知らせしたところですが、本件に関連し、今般、国土交通省
より、指定自動車整備事業における「自動車OSSによる変更登録申請を行い
自動車登録番号標の交付を受けていない車両」の取扱いについて、別紙1のと
おり通達されたとともに、自動車OSSによる変更登録申請をしたにもかかわらず、
自動車検査証の記載変更を行っていない場合、有効期間の更新ができない旨、
別紙2のとおり事務連絡がありましたので、貴会会員事業者あて周知方
よろしくお願いいたします。

なお、別紙2の内容に該当する車両の継続検査OSS申請時に表示される有
効期間が更新できない旨のメッセージの内容については、確認が取れ次第、改
めてお知らせしますことを申し添えます。

草々

※本件につきましては、後日改めて貴会専務理事あてにお知らせいたします。

<添付資料>

- 【参考1】記載例
- 【参考2】自動車OSSによる変更登録申請（引越しOSS）に関するQ&A

（本件に関する問合せ：日整連 事業部 根本、石原）

(参考)

新自動車登録番号標の交付を受けていない車両の記載方法

新ナンバーの交付を受けていない車両の備考欄記載

備考

〔品川〕, 変更登録, [OSS]

ナンバープレート未交付 [プレート番号] 札幌 599 あ 4620

[かい離が発生した日] 令和 4 年 1 月 7 日



●指定整備記録簿

○依頼者の氏名等			(依頼者の依頼事項)	初度登録年月又は初度検査年月		
交付年月日	年	月		日	年	月
依頼者の氏名 又は名称及び住所				検査の年月日		
(備考)				年		
(札幌 599 あ 4620)				月		
				日		
				限定保安基準適合印の番号		

備考欄にプレート番号を括弧書で記載

●保安基準適合標章

(表)

保安基準適合標章

年12月11日が (札幌 599 あ 4620)

12月 25日 まで

品川 599 あ 2049

右上余白部分に
プレート番号を
括弧書きで記載

**自動車OSSによる変更登録申請（引越しOSS）に関する
Q & A【国土交通省確認結果】**

【注意】本資料では以下に示す車検証を「暫定車検証」と表現します。

引越しOSSによる変更登録申請時に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に旧車検証を郵送した際に運輸支局等から交付される変更後の新車検証（備考欄に旧登録番号が記載されたもの）

※旧ナンバープレート状態での新車検証

Q 1 暫定車検証の効力は正式車検証と同等となるか。

A 1 正式な車検証です。

登録ファイル上は、変更登録が完了しており、登録完了後の内容で暫定車検証を交付しているため。

Q 2 引越し OSS 利用時は新ナンバーについて希望ナンバーや図柄入りナンバーの選択は可能か。

A 2 可能です。

Q 3 引越し OSS は二輪車も対象とされるか。

A 3 対象外です（OSS申請対象外のため）

Q 4 引越し OSS の軽自動車の対応予定はあるか。

A 4 軽は、現時点で対象外です。（OSSの中間申請に対応できていない）

Q 5 暫定車検証状態での継続検査や名義変更等の申請は新ナンバーを記入することになるか。（窓口・OSS）

A 5 申請書類等は基本的に新ナンバーを記載することとし、指定整備記録簿については備考欄に、保安基準適合標章については余白に旧ナンバーを括弧書きにて併せて記載することとします。

Q 6 暫定車検証状態での記録簿記載は新ナンバーとなるか。

（特定・点検・指定）

A 6 新ナンバーを記載しますが、指定整備記録簿については備考欄に旧ナンバーを括弧書きにて併せて記載することとします。

Q 7 暫定車検証状態での継続検査の際の保適証記載は新ナンバーとなるか。

（電子・紙）

A 7 そのとおりです。保安基準適合標章には旧ナンバーを括弧書きにて併せて記載することとします。

- Q 8 暫定車検証状態での自賠責保険加入は新ナンバーとなるか。
また、引越し OSS 申請前に加入した自賠責保険の自賠責証明書の再発行の際は旧ナンバーのまま再発行されるか。
- A 8 (現時点の損保協会回答)
新規加入の場合は、暫定車検証記載のナンバーにて加入いただく運用になると考えます。
証明書の再発行は、ナンバーの変更の申出があったり、保険会社が気づく機会があれば、暫定車検証記載のナンバーに再交付に併せて契約変更することが考えられますが、再発行の申出のみでは、ナンバーの変更には気づかないケースが想定されます。
この場合は車体表示のまま再発行されると考えられます。
- Q 9 暫定車検証状態での継続検査や名義変更等の申請時に申請様式に追加で記入が必要になるものはあるか。(窓口・OSS)
- A 9 暫定車検証の備考欄のナンバー(旧ナンバー)を記入する申請はございません。
- Q 1 0 暫定車検証状態での継続検査や名義変更等の申請時に追加で提出が必要になる書類等はあるか。(窓口・OSS)
- A 1 0 追加書類はございません。
- Q 1 1 暫定車検証状態での名義変更(ナンバー変更を含む)の際の取扱いは正式車検証状態と同様となるか。(窓口・OSS)
- A 1 1 同様の取扱いとなります。
- Q 1 2 引越し OSS 利用時の新ナンバーの交付を受ける際に追加で必要になる書類等はあるか。
- A 1 2 本特例で新たに必要となる書類はございません。
- Q 1 3 暫定車検証状態での継続検査時(車両持込：認証工場)の順番は「検査」→「新ナンバー交付」となるか。
- A 1 3 「新ナンバー交付」→「検査」の流れでお願いしたい。
- Q 1 4 暫定車検証状態での継続検査時(指定整備)の際に指定工場において封印可の場合の取扱いはどうなるか。(旧ナンバー返納と新ナンバー交付を受けるために検査登録事務所に店頭が必要?)
- A 1 4 旧ナンバー返納と新ナンバーの交付を郵送で認める特例ではないため、店頭が必要となります。

- Q 1 5 暫定車検証状態では自動車税の納付書は新ナンバーで交付されるか。
また、5月末までの継続検査においては旧の納付書（旧ナンバー）で受
検が可能となるか。
- A 1 5 暫定車検証状態では登録ファイル上は、変更登録が完了しているため、
それを踏まえた今までどおりの運用となります。
- Q 1 6 電子車検証に移行し、引越し OSS を行った後に継続検査を OSS で実施
した場合の問題点はあるか。
- A 1 6 特例の猶予期間は次回車検時までとしており、当該取り扱いは車検証
電子化後もかわらない。
車検証電子化後の取扱いとして、整備事業者にてチップ内の有効期間
の書き換えを行うこと（車検を通すこと）はできるが、特例終了により
車両法違反の状態となる。整備事業者から所有者に対して、速やかにナ
ンバー交換を行うよう働きかけをお願いしていただくよう協力依頼さ
せていただく次第です。